

經濟論叢

第九十四卷 第五號

豊崎 稔教授記念號

献 辞	堀 江 英 一	
帝国大学特別会計と演習林	島 恭 彦	1
独占資本家層再編の一紐帯	大 橋 隆 憲	20
レーニン『帝国主義』の 段階規定について	吉 村 達 次	37
添田プランと高橋意見書	小 野 一 一 郎	56
日本の合織産業における 若干の問題点について	中 村 忠 一	74
公共料金問題と独立採算制	寺 尾 晃 洋	91
現代交通政策の基本動向	中 西 健 一	112

豊崎 稔 教授略歴・著作目録

昭和三十九年十一月

京 都 大 学 經 濟 學 會

添田プランと高橋意見書

——明治三〇年貨幣法案の準備過程——

小野 一 郎

一 添田プランの性格

日本がいよいよ金本位制の実施を最終的に決意したのは、松方内閣（いわゆる松隈内閣）の成立によって、松方が総理大臣兼大蔵大臣となった一八九六年（明治二九年）九月である。そして、この決意の具体化として、九月二十九日政府はまず従来の償金の正貨での回収に現送において採用していた金銀併収の方針を改め、正貨をもって回収するものは以後金を主とする方針に転じ、同年十一月十日に至り銀塊購収を全く中止するにいたる。（自明治二八年十月至明治三一年六月償金収支報告書、六〇二頁、八一〇頁）

ところで、このような金基礎充突への転換にみられる金本位実施への促迫過程は、同時に来たるべき金本位の施行方法如何の決定に具体化を必至化するものであった。

いうまでもなく、その最終的結晶たるものは一八九七年（明治三〇年）二月二十五日閣議に提出され、さらに三月一日議會提出をへて同二十九日公布をみるにいたった貨幣法案同附属法案である。

しかし、この貨幣法案以前に、添田寿一の起草による金本位施行方法と題する幣制改革案が同年一月二十九日松方大蔵大臣あて提出されている。これは松方の内命に対する復命書であり、起草者は添田（大蔵書記官）であるが、その大體の方針は同じく、松方の内命をうけた田尻種次郎（当時大蔵次官）、松尾臣善（主計局長）、阪谷芳郎（主計官）および添田の合議にもとづくものであった。（貨幣法制定及実施報告、五七頁）ここではこれを起草者にちなんで添田プランとよぶことにしたい。

日清戦争後、貨幣法案の成立以前に提起されたプランとして、少くとも公刊の資料において見出されるものとしては、この添田プランのほか、貨幣制度調査会において提起された阪谷プランがある。（貨幣制度調査会報告、明治前期財政経済史料集成、十二巻、三八九—三九一頁、なおこれについて詳しくは経済論叢、九二巻三号所収拙稿参照）のちにふれるようにこの二つのプランの間にほかにいくつかのプランが考えられたようであるが、公刊資料記載のものとしてはこの二つであり、しかも添田プランは貨幣法案のわずか一ヶ月前に提出されたものとして、貨幣法案成立の基礎母体として、前者に比してはるかに重要性をもっているのである。（貨幣法制定及実施報告、七六頁）

添田プランの概要はつぎのようなものであった。（同上、五七—七六頁）

(一) 現行一円銀貨に相当する新本位金貨一円を定めるにあたり、算定の基礎として平均金貨相場一九〇円（金貨一〇〇円当り銀貨一九〇円）をとる。この場合金貨一円は品位九〇〇として総量一三・五三グレイン、純量一二・一八グレインとなる。この場合金銀比価は一对三〇・七三（いずれも小數点三位以下切捨）。

(二) 金貨一円は鑄造せず、金貨は五円、十円、二十円の三種に止める。

(三) 金本位施行と共に銀貨の自由鑄造を停止するも現行一円銀貨は現在高六千万円に限り、少くとも当分の間法

貨として流通せしめる。将来銀価が下落すれば、すでに輸出された銀貨（約一億一千五十万円）のうち若干は流入するをまぬがれず、この面から金本位制は無効にされるおそれがある。だから政府はこの回収に努める必要があり、たとえば流通額が制限額に達すれば熔潰すか、補助貨の増鑄に使用し、一部は台湾の需要に供することが得策である。以上は目下やむをえない便法であつて、将来は純然たる金本位を確立するため、銀貨は漸次使用を制限して、真正の補助貨とし、さらに進んで改鑄の上全然法貨たる地位から排除することが必要であり、そのため補助貨の増鑄が行われなければならない。

(四) 日本銀行は銀地金の準備を廃止し、金貨、金地金および銀貨とをもって兌換準備とし、金貨もしくは銀貨をもって従来発行の兌換銀券と引換えること。ただし一円銀貨最高六千百万円以外の一円銀に対しては本案実施後兌換券の発行を禁止し、これ以外はすべて金を以て兌換し、その場合五円以下の兌換券を発行しないこと。

(四) メキシコドル銀の通用を禁止する必要があること。その他改正にともなう法体系の整備改革。

要するに添田プランの目標とした金本位制はプラン自らの言葉をもつてすれば、「五円以上ノ新金貨ヲ鑄造シ現行老円銀貨六千百万円ヲ保存スルノ外銀貨自由鑄造ヲ禁シ台湾将来ノ通用ニ資スルモノヲ除クノ外政府モ増鑄スルヲ得サルコトトシ期スル所ハ、以テ現今通貨ノ常体ヲ変更セシテ同時ニ銀貨ノ價格ヲ維持セントスルニ在リ之レ蓋シ現今ノ国勢ニ適セル一種ノ金本位制」にほかならなかつた。（同上、六七頁）

いまこの添田プランを貨幣制度調査会報告に記載されたさきの阪谷プランと比較してみると、両者の相異点はつぎのごとし。

(一) 品位九〇〇位の本位金貨一円の量目が添田プランでは総量一三・五三グレイン（純量一二・一八グレイン）に対

して、阪谷プランは総量二分二厘二毛二即ち二・八六グレイン（純量一・五七グレイン）となっている。これは前者の場合金銀比価を一对三〇・七三としたのに対し、阪谷プランでは一对三三・三四（これはのちの貨幣法案における基準比価と同様である）としたためである。これはそれぞれ算定基準相場をきめる場合の背景となった金銀比価の国際的動向と見透しを反映したものである。阪谷プランの場合その前年一八九四年のロンドン金銀比価は年平均一对三二・五七であり、添田プランの場合その前年一八九六年の年平均は一对三〇・五九である。

(二) 添田プランでは金貨は五円、十円、二十円の三種であるが、阪谷プランでは二十円金貨一種類である（それ未満は専ら銀貨使用）。これは阪谷プランが、金本位即行論であり、しかも当時はまだ償金を受領される以前であったので極端な金節約を行なう必要があったからであろう。（前掲拙稿）

(三) 両者はいずれも兌換は金貨もしくは銀貨をもって行なうことを定めているが、阪谷プランはさきの金節約に關連して内地の需要にはもっぱら銀をもって兌換し、外国の需要といえども差支えないかぎり銀をもってし、可及的に金を失うことなきを期し、そのため金に多少の打歩を生ずることすら恐れていない。一方、添田プランでは、一円銀貨現在高六千百万円以外の一円銀に対しては兌換券の発行を禁止し、（したがって兌換銀貨準備もこの額をこえることはできない）これ以外はすべて金をもって兌換し、その場合、決して五円以下の兌換券を発行しないとしていること。つまり兌換券と法貨として許容された銀貨と金貨との等価性を可及的に確保しようとしていること。またこのことに關連して、

(四) 両者はいずれも銀貨の自由鑄造の原則的禁止にかかわらず、なお政府による銀貨鑄造の権限を一定の限度において留保するものであるが、この点も、阪谷プランの場合、それに対する制限は比較的ゆるやかであって、政府の必

要にもとづいてこれを行なうことができるとしているが、添田プランでは、台湾将来の通用に資するほかは政府も増鑄するをえずとして、前者に比べて、はるかに限定されていること。

(四) 添田プランでは、プランの予定する金本位制の過渡的 성격への認識の精度において、つまりそれが十全のものでなく「目下止ムヲ得サルヨリ出テタル便法」であること、それ故将来は純然たる金本位を確立するため、銀貨の漸次的使用制限、法貨的性格の排除、改鑄による補助貨増鑄の必要を強調する点において、はるかに阪谷プランをこえる深さをもっていることなどである。

だから添田プランは同じく跛行本位制を指向しつつも、阪谷プランに比べて、一層前進した強固な位置を指すものであり、またそれは、貨幣制度調査会における添田意見、つまり「現今ノ本位制度ヲ直ニ變更スルハ策ノ得タルモノニ非ス。殊ニ金準備不足ノ為メ止ムトヲ得ス姑息不備ナル金貨本位制ヲ決行スルカ如キハ最モ不可ナリ」(前掲集成、十二卷、三九六頁)とし阪谷プランに反対した添田の見解を多分に反映したものであったといえるであろう。

(1) 阪谷プランでは円の品位量目について九〇〇位二分二厘二毛二と日本量目をもってしか表わされていない。上記のグレインへの換算方法は貨幣法案における量目換算方法にしがっている。(九〇〇位の金貨一円総量 \parallel 〇・八三三三グラム \parallel 二・八六グレイン \parallel 二分二厘二毛二)これを新貨幣令(明治四年)の場合の量目換算方法によると金貨一円 \parallel 〇・八三三三グラム \parallel 二・八六グレイン \parallel 二分二厘二毛二)なお経済論叢九二巻三号拙稿で阪谷プランの円を九〇〇位の金量目二厘二毛二。これは旧本位金貨五円にあたるのは、(同巻七八頁、通巻二〇八頁) 匁は分の、五円は〇・五円の誤植であることをここで念のためおことわりしておきたい。

しかし、以上の相異点にもかかわらず、両者はいずれも、銀貨の自由鑄造停止と共に、現行一円銀貨の法貨としての使用継続を前提とした阪谷プランのいう「銀貨混用金貨本位制度」すなわち、跛行本位制を企図するという点では明らかに一致していた。このことはさきにふれた添田プランの主要内容ならびにさきに引用した同プランの目標とし

た金本位規定にも明らかであるが、プランの性格を示すいまひとつの引用を加えておこう。

「当分ノ内現今ノ現在高六千百余万円ノ銀貨ヲ法貨トシテ流通セシムル時ハ第一ニ銀ノ巨額放売ヲ避ケテ直接ニ財政上ノ損失ヲ免レ間接ニ銀価ノ下落ヲ防キ新本位施行ノ際金価騰貴ノ傾向アルヲ抑制シ第二ニ他日金貨流出ノ時ニ際シ幾分カ通貨ノ欠乏ヲ補フコトヲ得ヘキカ故ニ物価ノ下落金融ノ必迫為替ノ騰貴ヲ防クヘク第三ニ東洋銀貨國ニ対シ為替上ノ利便少ナカラサルヘシ而シテ既ニ発行ヲ制限シテ六千百万円ニ限ルニ於テハ市場ノ銀価下落スルモ我銀貨ノ法価ハ永ク維持セラレ得ヘキナリ」(貨幣法制定及実施報告、六六頁)。

たしかに添田プランの鑄造金貨の種類、単位は阪谷プランより多様化、小額化されている。また、金貨兌換の制限規定は緩和され、自由鑄造制限規定はよりきびしくなっている。しかし、これらの相異はプラン形成の背景の相異、つまり阪谷プランがなお賠償金の具体的受領以前の段階において発表されたのに対し、添田プランはすでに賠償金の一部受領済の段階の上に立つものであったこと、いかえれば金準備確保の可能性の差異を反映していたともいえるであろう。より本質的な側面、すなわち、銀貨の自由鑄造停止、現行銀貨の法貨としての使用継続、兌換における金銀両貨の使用規定等において、両者は質的同一性を依然留保していたのである。

(2) 阪谷プランは貨幣制度調査報告(明治二八年七月)に記載されているが、それは、すでに同年五月十五日の貨幣制度調査会特別委員調査報告(特別委員長園田孝吉が会長谷干城宛に報告したもの)の中に記載されている。(大蔵省所蔵松方家文書四五号所収特別委員調査報告)

したがって、添田プランはプラン自体の当面目標とする幣制に関するかぎり、賠償金受領に金準備基礎拡大を背景とした段階における阪谷プランたる性格をもつもの、いかえれば阪谷プランの延長線上に位置するものといえるであろう。

以上簡単に前掲『貨幣法制定及実施報告』において、明治三〇年の貨幣法（案）の基礎母体と評価された添田プランの性格についてふれた。しかし、この添田プランの形成過程において、採用すべき金本位制の形態に関連して之に対する強力な反対論が高橋是清によって提起されている。そして貨幣法（案）はその実施過程をも含めて、この高橋の反対論の影響を強く受けているのであり、そのいみでも、高橋の意見は貨幣法（案）の成立にとつて逸すべからざる内容を含むものであった。むしろ貨幣法（案）はこの二つの見解の上に立脚しているといつても過言ではないのである。さらに附言すれば、のちにのべるようにそれは添田プランそのものの形成過程を理解する上でも重要性をもっているのである。したがって、以下この高橋によつてもたらされた反対論——それは同時に別個の幣制改革プランを提起するものであったが——についてのべることにしたい。

二 高橋意見書（高橋プラン）

「金貨本位制定ニ関スル卑見」と題する高橋是清（当時横浜正金銀行取締役兼本店支配人）の意見書（前掲松方家文書、第四五号所収）は、提出年月日の記載がなく、したがって発表時期については推定を下すほかないが、のちにふれる内容ならびに、『高橋是清自伝』の記述からして、さきの松方内閣の成立した一八九六年（明治二十九年）の九月以降、添田プランの成立した一八九七年一月末以前の時期において、松方の諮問に対する答申書として提出されたものであるとしてまずあやまりはあるまい。

『高橋是清自伝』のこの点に関する記述はつぎのとおりである。

「明治二十九年の九月に至つて松方内閣が成立し、松方伯は大蔵大臣を兼任せられた。それまでわが国は銀貨本位で

あつたが、松方伯は予てより金本位制に改める意志を持ってをられた事としてその事に關して私にも相談があつた。當時銀は低落の一途をたどり、金に對しては昔日の半価となつてゐた。即ち従来金一円の量目は四分であつたが、その半分二分を以て新金貨一円とすれば、為替相場においても、内外貸借關係においても丁度平衡が取れるやうな状態であつたから、私は今日こそ正に金本位を実行すべき時であると答申した。(高橋是清自伝、五三七頁)

(1) なお『高橋是清自伝』ではこの答申ののち、もう一度輸出された銀貨の交換の期間に關する問題について答申を行っていることがわかるが、これについては記録資料を差見えなかつたので、その内容を自伝に記載された以上を知ることは不可能である。また幣制改革の根本問題の関連からいっても重要性において前者に及ぶものではない。ただ念のため『自伝』によつて、この二度目の答申の内容についてふれると、これは金本位制への改革にともない、中国・南洋方面への輸出円銀が一時に日本に還流することが考えられるが、その場合これと新金貨との引換を許すべき期限をどう決定するか、またこれについて、外國銀行たとせば香上銀行及びチャータード銀行等の意見を聞くべきかといふことに對する高橋の答申である。高橋はこの点についてつぎのようにならう。

「元來我が円銀にして一度海外に輸出せられたるものは、単に銀塊として取扱ふのが至当である。輸入銀貨は決して新金貨と引換への義務はない。殊に一匡の貨幣制度を定むるに方つて、外國銀行者を顧慮しこれに意見を聞くがときは、不見識の至りであるばかりでなく、百害あつて一利なきものである。ただ支那及び南洋より既に日本に洩け積み出されたる円銀に對しては多少の考慮を加へ、新制度の実施当日より三週間の引換へ期間を許せばよろしからん。」(同上書、五三八頁)

高橋の意見書(答申書)はこれを大きく分けて四つの内容を含んでいる。(一)は金貨本位制定の時期の問題、(二)政府において構想されつつある改革案に對する批判、(三)高橋自身の幣制改革の構想、(四)日本金本位移行に關連して新しく領土となつた台湾の幣制をいかにすべきかの問題である。以下この順序にしたがつて、意見書の内容をやや詳細にのべることにしたい。

〔A〕幣制改革の方向と時期

まず第一の点に関する高橋の意見はつぎのようなものであった。政府の金貨本位制定の計画について、時機尚早を唱えるものがあるが、銀価下落が銀貨国の輸出および工業を奨励するのは、その影響が為替相場に現われて、しかもそれが内地の諸物価等に普及しない間の一時的なものにかぎられている。したがって銀価がたえずますます下落しつつあることが輸出奨励を期待しうる条件となる。もし銀価の傾向的の下落が止って、同一の相場が維持されるならば、諸物価、金利および賃銀などにいたるまで銀価下落の影響が普及して一般に騰貴するから、製造家は一定の物品を輸出して多額の銀貨をえても、一方では原料、金利、賃銀などが騰貴して生産入費が増加する場合には、結局利益を収めることはできないであろう。

またその影響がすでに普及したのちに銀価の騰貴でも起れば、生産入費はすでに増加しているのに製品に対して得るところの銀貨額は減少することになるから、輸出は阻害され工業の困難を来たさざるをえない。現在は銀価下落がやや停止の状態にあるが、将来のことは確定しがたい。もし銀価引つづいて下落するというのであれば、金貨本位を採用することはたしかに輸出の奨励効果を失なう結果となるだろう。

しかし、これは唯一部の不利であって、金貨本位の採用の結果、金貨国に對す為替動搖の危険を除くことができれば、海外貿易の七割を占める金貨国との貿易は非常な便益をうることになるのは必至である。さらにこのため金貨国の資本が安じてわが公債等に投資されるようになれば、従来金貨国資金の流通の範囲外に隔絶していた日本は、ここにはじめて外資移入の門戸を開くことになり、したがって百般の事業は低利の資金を使用できることになる。だから金本位採用による全体の利益は一部の不利を償って余りあるものといえよう。

さらに、将来銀価の下落を予想しうるように、銀の騰貴を予想することも可能である。その場合、ことに恐るべき

は人為的変動であつて、万国複本位同盟のごときはしばらく行なわれぬとしても、アメリカの場合のごときは大統領の選挙ごとに貨幣問題が生じ、その政党の勝敗如何で幣制を変更することになるかも知れず、或は一朝にして銀本位を断行することになるかもしれない。その場合には一片の法律によつて、銀価を暴騰させることになり、もしこのような時において日本がもし銀本位を維持しておれば、物価はたちまち暴落し、百般の事業はほとんど瓦礫をまぬがれないだろう。そして以上のような推論を基礎として、つぎのような高橋の結論がみちびかれる。

「故ニ時機ヲ觀望セハ終ニ際限ナキノミナラス又実ニ非常ノ危険ヲ冒サルヲ得ス而シテ今日日本邦ハ清國ヨリ領収シタル償金ヲ金ニテ所有スルコト尠ナカラス且為替相場場モ概ネ二十九片台ニ保合ヒテ金銀ノ比價金一銀三十一乃至三十二ノ間ニアレハ物価及ヒ貸借ヲ攪亂セスシテ金貨本位ヲ行フニ適スルモノニシテ論者ノ説（時期尚早ということ）小野）アルニ拘ハラズ今日ハ金貨本位採用ノ好時機タルヲ失ハサルヘシ。」（前掲高橋是清「金貨本位制定ニ関スル專見」、松方家文書四五号所収。以下引用はすべてこれによる）

この高橋の金本位肯定論そのものは時期の問題を別とすれば別に新味のあるものではない。そのことはすでに貨幣制度調査会の金貨論者の強調した点だったからである。（集成、十二巻参照）ただここではかつて貨幣制度調査会において、現幣制の維持の強力な主張を行った横浜正金銀行頭取たる園田孝吉にかわつて、同じく横浜正金銀行の内部から金本位肯定即行論が現われたこと。しかもそれが日本銀行より派遣された高橋によつてもたらされたこと。それはまた高橋を通ずる横浜正金銀行指導層の変化、正金自体の編成替、日銀の直接統制の強化をも反映するものであったことを指摘するにとどめたい。

〔B〕 政府幣制改革案の批判

第二の問題、さきにもべた政府の改革案に対する高橋の見解にうつろう。高橋は当時政府の改革プランとして提起されていた甲乙二つのプランに批判を加えているのであるが、まず甲案に対する批判からはじめよう。

改革プランの甲案は高橋自身の要約にしたがえばその大綱はつぎのようなものであった。

(一) 新貨幣条令ヲ發布スルト同時に銀貨ノ自由鑄造ヲ禁スル事

(二) 当分尅円銀貨ヲ法貨トシテ金額ニ制限ナク受授セシムル事

(三) 現在ノ兌換銀券ハ金貨又ハ銀貨ヲ以テ交換シ得ルコトニ定ムル事」。

ところで高橋はこの甲案に同意しえない理由をつぎのようにのべている。

第一に、右甲案において金貨本位制定と同時に一円銀貨の自由鑄造を禁ずることはもちろん至当のことであるが、単に鑄造を請うの自由を人民に禁ずるだけでは不十分であつて、政府といえども補助貨幣のほかは全然銀貨鑄造を廃止しなければならぬ。なぜなら金銀両貨とともに法貨とし同時に併行させようとするのは列国の同盟をもつて金銀の比価を協定し共に両本位を行なう時でなければとうてい行なうことができないからである。

第二に、当分一円銀貨を無制限法貨とし、新金貨同様に通用させるのは甲案の要点であるが、なぜこのように一円銀貨の通用を維持する必要があるか。なるほど最初立法の当時は金一に対し銀三十二の現比価にもとづいて幣制を改革するのであるから物価および貸借関係に影響しないが、金銀はほとんど日々相場の変動をまねがれない。だから法律の發布後相場の変動なきを期することは不可能である。幣制を金單位に定めなお法貨として銀貨をも併用するのは、本位を表すのに相異なる両金属をもつてするものであつて、金銀比価の変動する毎に金の一元と銀の一元とは実価を異にせざるをえない。故に新条令の發布後諸物価は一般に金貨を標準として定まるものとすれば、一円銀貨は

自然に通貨たる資格を失つて一商品となるだろう。なぜなら銀価騰貴すれば銀の一元は金一元に対して打歩を生ずるから、何人も銀貨を通貨として使用するものはなく銀貨は銀塊と化すからである。もし銀貨が下落すれば反対の結果を生じ、金貨の流出を促し、幣制は危機に陥るであろう。

今日日本が金貨本位を採用すれば、外国人はまずその維持、兌換の可能性について危惧の念をもってこれをみることになる。いわんや、たとえ人民に対して銀貨の自由鑄造を禁ずるも、政府はなおその鑄造権を保有し、加うるに法律をもって銀貨の無制限受授を命ずる場合には、なおさらである。そうなると銀価の騰貴した場合のほかは、日本の金貨本位はその金貨本位たる真面目を維持することはできない。というのは、銀貨の騰貴した場合には、一元銀貨は依然外国銀行において所有され、海外ことにシンガポール地方に流通するから、わが中央銀行は正貨準備として金貨を保有することができる。つまりこの場合には、外人は金貨兌換の必要がないからである。

しかし銀貨が大いに下落する場合、人々はその銀貨を金貨と交換しようとし、また海外に流通しているものも滔々として流入し、これに代つて金貨が益々流出するだろう。その場合中央銀行の金準備が減少しても、兌換券の金貨兌換を維持できる間はまだいいが、それができなくなると、法律で銀貨の無制限法貨たることを許す以上、銀貨をもつて兌換券の引換えに当てもその領収をこばむことはできないから、その結果金貨の相対的騰貴を生じ、金銀貨の間に打歩を発生せしめ、日本の貨幣はその時から實際上銀貨となり、諸物価その他すべて銀貨を標準として計算されるにいたるであろう。つまり金貨本位ではなくなってしまう。

さらにこれに関連して、外国との取極めの問題がある。日本とオーストリア・ハンガリー国との修好通商航海条約第六条に「……日本重立タル貨幣製造局並ニ諸開港場ニ於テ取建ツヘキ貨幣局ニテ外国人及ヒ日本人ハ其身分ニ拘ハ

ラス諸種ノ外國貨幣及ヒ掉金銀ヲ其吹換入用ヲ差引キ日本貨幣ト同シ眞価ノ割合ヲ以テ引換ユヘシ云云」とある。この条約の明文は或は解釈上に議論の余地があるかもしれないが、もし外国人がこの条約によって日本貨幣の鑄造を請う権利あるものとすれば、たとえ日本人に向つて一円銀貨の自由鑄造を禁止できても、現行条約の効力ある限り、外国人に向つて日本人と同様にこれを禁止することはできない。だから外国人がその鑄造を求めるところを防止するには、一円銀貨を廃止すること、つまり日本の貨幣たらしめないことよりほかはない。

(2) 第六條は第十六條のあやまり。なお高橋はこの條約がけしあけていないが、同様の條項は英米仏蘭との改稅約書第六條(慶應二年五月)、

ロシアとの新定約書第六條(慶應三年十一月)など一連の諸外國との條約條項にみられる。これについて詳しくは松井清編日本近代貿易史、第一卷所收拙稿、さらに經濟論叢、第八一卷三ノ六号所收拙稿を参照。なおここで高橋のあげたオーストリア・ハンガリーとの條好通商航海條約は明治二年九月のもの。(法規分類大全、第一編、外交門二、二三頁)

第三に甲案は現在の兌換銀券は金貨または銀貨をもつて兌換すべしと定めているが、この金貨と銀貨との選択する権利はどこにあるか。立案者の意図がもし、交換請求者の希望に従つて金貨または銀貨を渡すのではなくて、請求者の希望如何にかかわらず、中央銀行の便宜によつて、随意に金貨または銀貨を交付するものとすれば、金貨本位は實際には確立しないだろう。これは正に金貨制度を施行するに十分な準備のないことを自ら認めるようなものであり、こういうことを行なう位なら、むしろ金貨交換を行なうに差支えなき實力を蓄積してから改革を實行すべきであつて、時期尚早といわざるをえない。以上が高橋の甲案に対する批判である。

ついで乙案に対する高橋の批判をみよう。まずはじめに乙案を高橋の要約によつて示すと、

(一) 今日ノ兌換銀券ノ内五円以上ノ分ハ直ニ金券同様ノ効力ヲ与ヘ金貨ヲ以テ之ヲ交換スル事

(二) 今日ノ兌換銀券ノ内一円ノ分ハ一円銀貨同一ノモノトナシ三ヶ年乃至五ヶ年ヲ期シ新補助貨幣ノ充實スルヲ

俟チテ共ニ之ヲ引揚クル事。

高橋によればこの乙案の趣意は「今日行ハルル一円銀貨ノ新貨条例ノ発布ト同時ニ廃止スルハ如何ニモ急激ニ失シ該銀貨ヲ所持スルモノ即チ專ラ外国人ニ対シテ背信ノ処置ヲ行フモノナリト云フニアリ」、「又新制度ニ於テハ金五円ノ貨幣及ヒ紙幣ノ最少額トナシ一円ハ貨幣紙幣共ニ之ヲ廃止シ五円以下ハ凡テ五十銭以下ノ補助貨幣トナサントスル」ものであった。そして高橋はこの乙案についても、これを、つぎのように批判している。

乙案では一円銀貨の通用を俄かに禁止する場合、該銀貨を多く所有する外国人の信用を失うことを恐れているが、事實はこれと反対であつて、銀貨を廃止してこそ金貨本位がはじめて行なわれることになるのであるから、これを廢止することは、かえつて、外国人の信用を得る所以である。乙案は甲案のように金準備が乏しいから一円銀貨を存続すべしというのではなくて、ただ改革の急激を避けんとするものであるというが、すでに物価および貸借關係に變動を起さないことを期して金貨本位に改める以上は、その施行の当日より一円兌換銀券を變じて兌換金券とし、一円銀貨の通用を廢止しても事實上何ら弊害はない。この銀券および銀貨を一時存続させるのは改革の経過を容易にし、穩當をえたものようであるが、三ヶ年乃至五ヶ年後には金券もしくは金貨をもつて引換えるのであるから、けっきよく他年の困難を胚胎するにすぎないことになる。その間もし金価が大いに騰貴すれば大きな損害をうけざるをえない。要するに乙案は甲案と対照してみると、甲案の当分とあるのを修正して若干年の期限を定め、かつ、その期限に至つて一円銀貨を廢止するという点にちがいはあるが、おおむね大同小異であつて、目前の便宜を考えて、他年に非常の困難を残すという点では同一である。

〔C〕 幣制改革の構想

以上のように甲乙両案を批判した高橋は、ここに改めて、自己の改革案を丙案として提起する。すなわち、

「(一) 新貨幣条例発布ノ日ヨリ官民共ニ一円銀貨ノ鑄造ヲ全廃スル事

(二) 今日ノ一円銀貨ハ条例施行ノ日ヨリ其通用ヲ禁止シ一ク年内ヲ限リテ其交換ヲ許ス事

(三) 今日ノ兌換銀券ハ条例施行ノ日ヨリ金貨兌換ノ性質トナス事

(四) 一円ノ兌換券ハ中央銀行ニ向テ特ニ民間需要者ヨリ請求アル場合ノ外ハ之ヲ発行セサルモノトシ而シテ一円ノ兌換券ハ其五枚ヲ以テ五円金貨ト交換シ五枚以下ノ端數ハ補助銀貨ヲ以テ之ヲ交換スル事

(五) 既製ノ一円銀貨ハ之ヲ補助貨幣ニ改鑄スヘシ而シテ右補助貨幣ヲ材料ニ充テ尚余リアル分ハ能ク機ヲ察シ成ルハク利益アル方法ヲ択ミテ之ヲ処分スル事

(六) 補助貨幣ハ民間ノ需要ヲ酌量シテ適度ニ之ヲ発行セサルヘカラサルカ故ニ常ニ注意シテ過不足ナカラシムルヲ務メ且輸出ヲ防クコトヲ要スレハ今日ハ金一銀二十四位ノ割合ヲ以テ之ヲ鑄造スル事」。

甲乙二案の批判の上に提起された、高橋プランはこのように可及的に純然たる金本位制の施行を当初から予定するものである点において、あきらかにさきの甲乙二案と異なるものであった。

さらに興味深いことはこの高橋プランの展開過程それ自体から、はからずも、われわれがさきにも述べた添田プランに先立って、高橋のあげた甲乙二案の政府プランの存在を知りえたことである。添田プランとこれら甲乙二案との関連については、その場合甲案は阪谷プランとほぼ同様であり、また添田プランがこれら甲乙二案の新たな合成発展ともいえる内容をもっていることについてもはや再言を要しないであろう。添田プランはこのような先行の政府プランを基礎とし、それらと質的な同一性をもって生れたものであった。そして高橋プランは明らかに添田プランとは

別個のしたがって対立した幣制改革案としての性格をもつものといわざるをえないのである。両者はもとよりその究極の目標（金本位制）を異にしていたのではない。ただそれに至る経路に於いて異路を求めたものであった。

つまり前者（ここでは甲・乙案および添田プランを含めて）は一挙に多額の銀貨を廃止して、いたずらに激変をまねく必要なく、またこれを流通させておく間に自然に銀塊に変ずる分も少なからずあるから、大いに他年の交換を容易ならしむであろうと考えるのに対し、高橋にあっては正にそのことこそが、かえって一円銀の回収を困難にし、ことに金価騰貴すれば大きな損害をうけ、かつ変則的な両本位を行うことによつて内外の不安を招き、「我が幣制ヲ危険ニ暴露シテ、其鞏固ヲ脅カスモノ」であつたのである。さらに前者の場合には、さきへのべた国際条約をたてにとられるならば、金本位制の実施そのことがそもそも不可能にされる危険が存在した。高橋プランはこのようなすべての危険を回避しうる最良策と考えられたわけである。

ところで高橋プランは一円銀貨の処分についてどう考えているか。さきの甲乙案が、程度の差こそあれ、一円銀貨の流通の存続、政府による銀貨鑄造権の保留を提起したのは、一つにはそれによつて急激な銀価下落を防止し、金本位制への移行にともなう損失をできるだけ軽減しようとする意図をもつものであつた。高橋案はこの点について、

(一) 引揚げた銀貨を金一对二四の割合をもつて、補助銀貨に改鑄すること。これをのちの貨幣法案における金と補助銀貨との鑄貨比価一对二八・七五に比べると、はるかに銀を高く評価するものであることがわかる。ただしこの補助貨を無制限に鑄造してよいということではない。高橋はこれを現存補助貨約二千五百万円に加うるに約五六千万円とふんでいる。

(二) それ以上の残存分ならびに政府所有の銀塊については、機を察し、上海に輸送して支那の金塊を購取し、さら

に為替によって英貨その他外国金貨を買い、またロンドンで売却するなどの方法を講ずること。これによって、補助貨鑄造の利益と相まって政府は甚だしい損失をまぬがれるであろうと考えている。

このように幣制改革への経路における差異は、一円銀の処分に関してもみられるのであって、両者は同様に損失の軽減を考慮しながら、前者は極東銀市場に銀貨圏の存在を強く考慮するのに対し、高橋プランではその点が比較的軽視され、改鑄益にウェイトを置き、とにもかくにも純然たる金本位制を実行することに主眼がおかれているといえよう。そしてこのような立場はつぎにのべる台湾の幣制問題にも反映されてくる。

〔D〕 台湾幣制問題

さきへのべたように添田プランでは、(阪谷プランの場合にも同様であるが)回収銀貨の台湾での利用を予定し、また銀貨鑄造権も台湾の将来に対して留保されていた。これらの目的がわが国の金本位制移行に伴なう損失の軽減としての銀価維持におかれていたことはすでにのべた。この点についての高橋の意見は、さきの改革案における彼の基本的立場によって規定されていた。高橋の見解はつぎのようであった。

すなわち、台湾の状態については未だその経済事情について詳細な調査報告を与えられていないので確乎たる判断の材料を欠いているが、素直にいつて、特別の貨幣制度を台湾に施行するのは、政府はそれを考えているようであるが、失計であると考ええる。台湾に特別の貨幣制度を施行すれば、台湾を經濟上益々日本と隔離し、中国と密着させることになり、台湾の事業の全権は中国人に帰し、日本人の手に収めることは不可能となる。だから日本が金本位に移る以上、台湾も同一制度の下に立たしめねばならない。もっとも、当面本邦と画一の貨幣制度を施行するのは到底事情が許さないとすれば、特別の幣制をしくこともやむをえないが、事情の許すかぎりは上にのべた理由によって、日

本と画一の幣制を行うことを希望するとしている。

以上高橋意見書についてやや詳細にその概要をのべたが、これによって高橋の見解が、添田プランを含む政府案と一貫して異なる構想をいだくものであったことがわかるだろう。

しかし、われわれが貨幣法案の形成過程において、この高橋意見書を重視するのは、それがたんに通常この法案の原案とされる添田プランとの異質性をもっていたということだけにかぎられるのではない。この点はすでに前にふれたが、むしろ貨幣法案をその後の展開を含めて（台湾幣制をも含めて）考慮すれば、それは、添田プラン以上にこの高橋プランの投影をうけているといわざるをえないからである。もっとも、その点の論証は別稿をまたねばならないであろう。ただここでは貨幣法案の形成過程がたんに添田プランを準備するだけにとどまらず、それに対する有力なる反対論としての高橋意見書を準備するものであったこと、それによって、添田プランから貨幣法案への変化の両者のあるいみでの断層を架橋する手がかりが与えられたことを指摘すればたりるのである。